

運用委員会規則

平成18年4月1日 制定
平成22年6月22日 改正
平成26年10月23日 改正
平成27年5月21日 改正
平成28年6月30日 改正
平成28年11月9日 改正

(目的)

第1条 この規則は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第15条第1項の規定に基づき年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に置かれた運用委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議等事項)

第2条 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

(1) 業務方法書の作成又は変更

(2) 独立行政法人通則法第30条第1項に規定する中期計画の作成又は変更

2 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。

3 運用委員会は、前2項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、管理運用法人理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議できる。

(委員長)

第3条 運用委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、運用委員会の会務を総理する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかななければならない。

(招集)

第4条 運用委員会は、必要に応じ、委員長が招集する（委員長及びその代理がないときは、理事長が招集する。以下この条において同じ。）。

2 委員長は、運用委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に対して通知しなければならない。

(議事)

第5条 運用委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 運用委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 第8条の4第1項の議決においては、議決による承認の対象となる委員は、当該議決に加わることができない。また、議決による承認の対象となる委員が委員長である場合、前項にある可否同数のときは、委員長の代理が決する。

(会議の非公開)

第6条 運用委員会の会議は、これを公開しない。

(議事要旨)

第7条 運用委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議事となった事項
- 2 前項の議事要旨は、運用委員会の確認を得て公表する。

(議事録)

第8条 運用委員会の議事録は、「運用委員会議事録作成及び公表要領」で定めるところにより、作成及び公表を行う。

(ガバナンス会議)

第8条の2 運用委員会に、ガバナンス会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、運用委員会が策定する管理運用法人における投資原則及び行動規範を立案し、並びに、その実施状況を監視し、運用委員会に報告する。
- 3 会議の議員（以下「議員」という。）は、委員の意向を勘案の上、委員長が指名する。
- 4 会議に議長（以下「議長」という。）を置き、議員の互選により選任する。
- 5 議長は、会議の会務を総理する。
- 6 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

(取材等対応規程の準用)

第8条の3 管理運用法人が定める取材等対応規程（平成27年規程第1号）は、委員について準用する。

(顧問等への就任の制限等)

第8条の4 委員は、運用委員会の議決による承認のある場合を除くほか、運用受託機関（トランジション・マネジャーを含む。）若しくは資産管理機関として管理運用法人と契約を締結している事業者、これらの契約の申込みをしている事業者又はこれらの契約

の申込みをしようとしていることが明らかである事業者の顧問又は評議員に就いてはならない。

- 2 委員は、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）の役員、顧問又は評議員に就こうとする場合には、その旨をあらかじめ委員長に届け出るものとする。

（金融事業者からの寄付等の報告）

第8条の5 委員は、就任時又は毎年1回定期的に、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて運用委員会に報告するものとする。

- (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について
 - (2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について
 - (3) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について
- 2 特定の委員と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、運用委員会は必要な措置を講じるものとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、運用委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

（庶務）

第10条 運用委員会に関する庶務は、企画部企画課において行う。

附 則（平成22年6月22日 改正）

この改正は、平成22年6月22日から施行する。なお、改正後の第8条の規定は、同月4日の第38回運用委員会から適用する。

附 則（平成26年10月23日 改正）

この改正は、平成26年10月23日から施行する。

附 則（平成27年5月21日 改正）

この改正は、平成27年5月21日から施行する。

附 則（平成28年6月30日 改正）

この改正は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（平成28年11月9日 改正）

（施行期日）

1. この改正は、平成28年11月9日から施行する。

（経過措置）

2. この改正の施行日に現に委員である者については、第8条の5第1項(1)、(2)及び(3)に規定する「就任時においては直近3年間」とあるのを、それぞれ「本改正施行日においては直近3年間」と読み替えるものとする。